

山形市公設地方卸売市場における「売買取引の方法」について

取 扱 品 目	売買取引の方法	改正条文
(1) 野菜、果実及びこれらの加工品	「せり売」又は「入札」又は「相対取引」	業務条例 第 4 条 施行規則 第 37 条
(2) 生鮮水産物及びその加工品	「せり売」又は「入札」又は「相対取引」	業務条例 第 4 条 施行規則 第 37 条
(3) 上記に掲げる物品以外の生鮮食料品等	「せり売」又は「入札」又は「相対取引」	業務条例 第 4 条 施行規則 第 37 条